

○皇學館高等学校学則

第1章 総則

（目的）

第1条 皇學館高等学校（以下「本校」という。）は、教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）及び学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）の主旨に則り、中学校における教育の基礎のうえに心身の発達に応じて高等普通教育を施し、神道を基盤とした教育を行い、祖国愛の精神に基づく社会有為の人材を育成することを目的とする。

（課程、学科及び修業年限）

第2条 本校に、全日制課程・普通科を置き修業年限を3年とする。

（教育課程）

第3条 本校の教育課程は、高等学校学習指導要領に準拠して別表1のとおり定める。なお、本校は併設型の中高一貫教育を行うため、平成10年文部省告示第154号による特例を適用することができる。

第2章 学年、学期及び休業日

（学年）

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（学期）

第5条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

（休業日）

第6条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
 - (2) 日曜日、第2土曜日及び第4土曜日
 - (3) 神嘗祭 10月17日
 - (4) 創立記念日 4月30日
 - (5) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで
 - (6) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
 - (7) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
 - (8) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで
- 2 校長は、必要がある場合は、前項の休業日を臨時に変更し、若しくは臨時の休業日を定め、又は休業日に授業を行うことがある。
- 3 校長は、教育上必要と認めるときは、第1項第5号から第8号までに掲げる休業日について、当該各号に定める期間の総日数の範囲内で期間を変更し、又は別に休業日を定めることができる。

第3章 収容定員・職員組織

（収容定員）

第7条 生徒定員は、普通課程1,200名とする。

（職員組織）

第8条 本校に、校長、教頭、教諭、講師、養護教諭又は養護助教諭、事務職員、技能職員を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず学校運営上必要と認めた場合は、学監、副校長及びその他必要な職員を置くことができる。

第4章 入学、編入学、転学、退学、留学及び休学

（入学時期）

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第10条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学志願）

第10条の2 本校に入学を志願する者は、入学願書に入学検定料を添えて、指定の期日までに校長に提出しなければならない。

（入学選考）

第10条の3 入学選考の方法は、人物及び学力について行う。

（入学許可）

第11条 校長は、前条の入学選考の結果に基づき入学を許可する。

2 前2条及び前項の規定にかかわらず、校長は、皇學館中学校を卒業した者については入学を許可する。

（入学手続）

第12条 入学を許可された者は、所定の誓約書に保護者及び保証人連署のうえ、住民票抄本並びに入学金及び教育充実費（以下「入学諸納金」という。）を添えて、指定期日までに校長に提出しなければならない。

（保護者及び保証人）

第13条 生徒の保護者は、その親権を行う者又は後見人とする。ただし、やむを得ない場合は、成年者であって、一家の生計を営む者でなければならない。

2 保証人は、保護者又は本人と同一戸籍以外の者で、伊勢市又はその附近に居住する成年者であって、一家の生計を営む者でなければならない。

3 保護者又は保証人が死亡したとき、若しくは事故により保護者又は保証人となることができないときは、前2項によって改めてこれを定め、前条の誓約書を提出しなければならない。

4 保護者又は保証人が住所又は氏名を変更したときは、直ちに校長に届け出なければならない。

5 保護者が所定の授業料を納入しない場合には、保証人がこれを納入しなければならない。

（編入学）

第13条の2 校長は、編入学を希望する者がいるとき、教育上支障がない場合には、その理由を考慮し選考のうえ、相当学年に編入学を許可することができる。

2 第10条の2、第12条及び第13条の規定は、前項の場合にこれを準用する。

（転入学）

第14条 校長は、転入学を希望する者がいるとき、教育上支障がない場合には、その理由を考慮し選考のうえ、相当学年に転入学を許可することができる。

2 第10条の2、第12条及び第13条の規定は、前項の場合にこれを準用する。

（転学及び退学）

第15条 転学又は退学しようとする者は、事由を記し、保護者及び保証人連署のうえ、校長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、病気による退学の場合には、医師の診断書を添えるものとする。

（再入学）

第16条 校長は、退学した者が再入学を希望するときは、教育上支障がない場合には、その理由を考慮し選考のうえ、相当学年に再入学を許可することができる。

（留 学）

第17条 留学しようとする者は、事由を記し、保護者及び保証人連署のうえ、校長に願い出て許可を受けなければならない。

2 校長は、留学を許可した者について、教育上有益と認めるときは、留学先の学校において履修した単位を、本校における教科・科目の単位を修得したものとみなすことができる。

3 留学について必要な事項は、別に定める。

（休 学）

第18条 病気その他の事由により3月以上授業に出席できない者は、保護者及び保証人連署のうえ、校長に休学を願い出て許可を受けなければならない。ただし、病気による場合には、医師の診断書を添えるものとする。

2 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは、改めて校長の許可を得て期間を延長することができる。

3 休学期間は、第2条に規定する修業年限に算入しない。

（復 学）

第19条 休学の事由が解消し、復学を希望する者は、保護者及び保証人連署のうえ、校長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、病気の回復による場合には、医師の診断書を添えるものとする。

（感染症による出席停止）

第20条 校長は、学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）第19条の規定により、感染症予防のため必要と認めた場合には、生徒に出席停止を命ずることができる。

第5章 学習の評価、課程の修了及び卒業

（学習の評価）

第21条 学習の評価については、高等学校学習指導要領に示されている各教科・科目の目標を基準として行う。

（単位の認定）

第22条 校長は、生徒が教育課程に従って教科・科目を履修し、その成果が教科・科目の目標からみて満足できると評価された場合は、その教科・科目について、所定の単位を修得したことを認定する。

2 教科・科目の1単位とは、1週1時限（1時限は50分を標準とする）1個学年35週以上学習指導を行う教科・科目を生徒が満足に修得した場合をいう。

（卒業の認定）

第23条 校長は、高等学校の所定の課程を修了した者について卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した者について、卒業証書を授与する。

3 第1項の課程の中には、本校所定の修得単位を含むものとする。

（卒業の延期）

第24条 定められた年限に所定の課程を修了しない生徒は、その年限を超えて在学することができる。

第6章 入学検定料、入学諸納金及び授業料等

（入学検定料）

第25条 入学検定料は、別表2のとおりとする。

（入学諸納金）

第26条 入学諸納金は、別表3のとおりとする。

（授業料）

第27条 別表4に定める授業料の年額を、12月に分けて、毎月指定の期日までに納付しなければならない。

2 休学及び留学期間中の授業料は徴収しない。ただし、留学の取り扱いに応じて授業料を徴収することがある。また、月の途中において転学、退学、留学、休学又は復学する者は、その月の授業料を納めなければならない。

3 授業料は、病気その他自己の都合により欠席し、又は停学に処せられることがあっても、学籍のある間は、これを納めなければならない。

（授業料の軽減）

第28条 やむを得ない事由により、授業料の支弁が困難と認められた者に対し、授業料を軽減することがある。

2 授業料の軽減について必要な事項は、別に定める。

（授業料滞納者に対する処置）

第29条 授業料を納付期日内に納めないときは、出校を停止することがある。

2 未納がその学期を超える場合には、学籍を除くことがある。

（納付金の返還）

第30条 既納の入学検定料、入学諸納金及び授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学手続き完了者が入学年度の前年度末日までに入学辞退の申し出があった場合は、入学諸納金（教育充実費）を返還することがある。

第7章 賞 罰

（特別奨学生）

第31条 人物及び学業成績が特に優秀な者又はスポーツ及び芸術の技能が特に優れた者、その他別途規程による者に対し、特別奨学生として、教育充実費及び別に定める奨学費を給付する。

2 特別奨学生について必要な事項は、別に定める。

（褒 賞）

第32条 人物及び学業が優秀な者又は他の生徒の範と認められた者に対し、教育上必要と認められたときは、校長がこれを褒賞する。

（懲 戒）

第33条 本校の規則等に違反した者又は問題行動のあった者に対し、校長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒について必要な事項は、別に定める。

（懲戒による退学）

第34条 校長は、次の各号の一に該当する者は、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第8章 補 則

（細則の制定）

第35条 この学則施行に必要な細則は、別にこれを定める。

附 則

本学則の改訂については、別にこれを定める。

この学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第25条別表(2)の備考2については、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表3（第26条関係）中の施設費及び備考2については、平成14年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年5月28日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表3（第26条関係）中の教育充実費（入学時）について、皇學館中学校卒業生は平成30年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

高等学校・中学校（皇學館高等学校学則）

別表1（第3条関係）平成27年度以降入学生

学科名			普通科（進学コース）						普通科（特進・六年制コース）							
教科	科目	標準 単位数	第一学年		第二学年		第三学年		第一学年		第二学年		第三学年			
			共通	共通	選 択		共通	選 択		共通	共通	選 択		共通	選 択	
					文系	理系		文系	理系			文系	理系		文系	理系
国 語	国語総合	4	5						5							
	国語表現	3														
	現代文A	2														
	現代文B	4		2			4	2		2				4	2	
	古典A	2				2		2								
地 理 歴 史	世界史A	2				2						2				
	世界史B	4			3		4			3				4		
	日本史A	2				2		4				2			4	
	日本史B	4		3		2		4		3		2			4	
	地理A	2			3		2				3		2			4
公 民	現代社会	2	2						2							
	倫理 政治・経済	2 2					3 3							4 4		
数 学	数学Ⅰ	3	3						3							
	数学Ⅱ	4			4	4			1	4	4					
	数学Ⅲ	5				1		6			1				6	
	数学A	2	2						3							
	数学B	2		2	2					2	2					
	数学活用	2														
	数学探究X*						2								3	
	数学探究Y*						2								3	
理 科	科学と人間生活	2				*a					*a					
	物理基礎	2				4 or ②		*a			4 or ②			*a		
	物理	4						5						4		
	化学基礎	2	2			4			2		4			4		
	化学	4			2			4			2			4		
	生物基礎	2	2						2							
	生物	4		2	②		3	⑤		2	②		3	④		
	地学基礎	2		2	*b			*b		2	*b			*b		
	地学	4														
理科課題研究	1															
保 健 体 育	体育	7~8	3	2			3		3	3			2			
	保健	2	1	1					1	1						
芸 術	音楽Ⅰ	2		2						2						
	音楽Ⅱ	2														
	音楽Ⅲ	2														
	美術Ⅰ	2		2						2						
	美術Ⅱ	2														
	美術Ⅲ	2														
	書道Ⅰ	2		2						2						
	書道Ⅱ	2														
外 国 語	コミュニケーション英語基礎	2														
	コミュニケーション英語Ⅰ	3	3						3							
	コミュニケーション英語Ⅱ	4		3			2			4				3		
	コミュニケーション英語Ⅲ	4					4						4			
	英語表現Ⅰ	2	4						4				2			
	英語表現Ⅱ	4		2			2			2			2			
家 庭	家庭基礎	2		2						2						
	家庭総合	4														
	生活デザイン	4														
情 報	社会と情報	2	2						2							
	情報の科学	2														
宗 教	神道*					1							1			
総 合 的 な 学 習 の 時 間 (実 施 時 間 数)	3~6	2	1						2	1						
	()	(70)	(35)						(70)	(35)						
科目の単位数の計			33	13	19	19	13	19	35	15	19	19	13	20	20	
特別活動	ホームルーム活動		1	1			1		1	1			1			
合 計 (学年毎)			34		33	33	33	33	36		35	35		34	34	
合 計 (卒業時)							100	100						105	105	

備考1： *印は学校設定教科・科目。

備考2： 3年次文系の「地理歴史」の科目は2年次文系で履修した科目から1科目選択。

備考3： 3年次理系の「理科」の科目は2年次理系での *a, *b を継続履修。

備考4： 特進・六年制コース1年次共通の「数学Ⅰ」は1,2学期に履修、「数学Ⅱ」は3学期に履修。

備考5： 2年次理系の「数学Ⅱ」は1,2学期に履修、「数学Ⅲ」は3学期に履修。

別表2（第25条関係）

項 目	納 入 額
入 学 検 定 料	12,000 円

別表3（第26条関係）

項 目	納 入 額
入 学 金	45,000 円
教 育 充 実 費	250,000 円
<p>備 考</p> <p>1 入学金については、皇學館中学校卒業生は納付を要しない。</p> <p>2 教育充実費については、皇學館中学校卒業生は半額とする。</p>	

別表4（第27条関係）

項 目	納 入 額	
	平成30年度・平成31年度入学生	令和2年度以降入学生
授 業 料	378,000円	414,000円